

阪南市立教育・保育施設保育環境向上事業仕様書

1. 事業名

阪南市立教育・保育施設保育環境向上事業

2. 事業目的

多様化・複雑化する阪南市立教育・保育施設運営を円滑かつ的確に実施するために、阪南市立教育・保育施設に登降園管理、保護者との連絡、帳票管理、請求管理及び児童の成長記録等の機能を有した保育業務支援システムを構築、導入するとともにこれに伴う附帯作業を委託等することを目的とする。

3. 対象施設及び機器設置台数

施設名	住所	定員 (人)	在籍 (人) (※1)	必要機器 (台)	
				タブレッ ト端末	打刻用 機器 (※2)
阪南市立 はあとろ幼稚園	阪南市石田578	280	74	3	1
阪南市立 まい幼稚園	阪南市舞4-6-14	210	49	3	1
阪南市立 石田保育所	阪南市石田600-1	120	113	5	2
阪南市立 下荘保育所	阪南市箱作998-1	150	80	5	2
阪南市役所 (※3)	阪南市尾崎町35-1	/	/	0	1
合計				16	7

※1…令和5年4月1日現在。

※2…外付け用機器。タブレット端末に内蔵等されている場合は不要。

※3…統括者として。

4. 契約期間

契約締結の日から令和10年12月31日まで

(準備期間) 契約締結の日から令和5年12月31日まで

(運用期間) 令和6年1月1日から令和10年12月31日まで

5. 業務の範囲

- ア 阪南市立教育・保育施設の保育業務支援システムの導入及び運用保守
- イ システムの運用に必要な機器類の調達及び設定等

6. 主な業務内容

①準備期間

- ア 保育業務支援システムの構築業務
- イ システムの導入業務
- ウ システム導入支援業務（マニュアルの作成、操作研修会等）
- エ 各施設用の機器類の調達及び設定業務
- オ その他、導入準備に必要な全ての業務

②運用期間

- ア 運用及び保守業務（システムバージョンアップ等を含む）
- イ その他、運用に必要な全ての業務

7. システム導入要件

①セットアップ・導入フォロー

- ア 運用を開始するに当たり、設定作業の支援を適宜行うこと。
- イ 導入担当者を設け、全体の利用状況を随時確認すること。
また、本市の要求に応じ、機能別の利用状況等を電子データで開示すること。
- ウ 各施設へのフォローなど導入サポートを適宜行うこと。
- エ セミナー等を定期的に行い、効果的な活用方法や事例の共有を行うとともに、本契約で対象とする機能毎のセミナー動画や補助資料を適宜提供すること。なお、これらの実施費用は本事業の費用に含めるものとする。

②操作マニュアル

- ア 運用開始1ヶ月前までに操作マニュアルを提供すること。
- イ 操作マニュアルは、職員の利便性を考慮したものとする。
- ウ 操作マニュアルには専門用語を多用せず、ICT知識の乏しい者にも理解しやすい平易な記述とすること。
- エ 操作マニュアルは、必要に応じて実際の画面キャプチャーや操作デモ動画を用いて分かりやすく表記すること。
- オ 機能の変更等があった場合は、操作マニュアルを速やかに更新し、提示すること。

8. システム要件（機能）

別紙1「機能調査票」の機能を提供できること。

9. 機器要件

①タブレット端末

ア システムを安定して使用できる端末を16台調達すること。

イ 別紙2「調達機器」に記載する内容以上の機能であること。

②打刻用機器

ア 打刻用機器が必要な場合に限り、7台調達すること。

イ アの機器がタブレット端末の場合、①とは別に7台調達すること。

10. ネットワーク要件

①各施設及び阪南市役所（こども政策課）で利用する機能は、インターネットを経由して利用できること。

②保護者向けスマートフォンアプリケーションは、インターネットを経由して利用できること。

③タブレット端末によるインターネット接続はLTE通信接続とすること。

④インターネット接続にあたって、本市が指定するタブレット端末へのネットワーク接続環境等、初期設定を行うこと

11. 帳票要件

①指導計画・保育日誌等の帳票は、原則として、本市が使用している施設ごとの様式をシステム上で再現すること。また、再現に必要な費用は、初期費用に含めること。

②運用開始後に様式を変更する場合、追加の費用なくシステム上の様式を変更できること。

12. その他（システム関係）

①ユーザID及びパスワードによりシステム認証管理ができること。また、職員ごとに詳細な権限（閲覧権限／更新権限）の設定が可能で、権限に合わせて画面やメニューの表示、データの取扱いが制御されること。

②特定の権限を有する阪南市役所（こども政策課）専用の特権アカウントにより、施設をまたいだ統合的な管理ができること。

③導入後に接続端末数・職員数の増減があった場合でも、追加費用が発生しないこと。

④ASPサービスとして一般的に行われるシステム機能の強化（追加・修正

等)については、追加の費用なしで提供すること。

1 3. 運用・保守要件

①運用時間

本システムは、24時間365日常時運用するものとする。ただし、計画的な停止がある場合はこの限りでない。

②職員（施設及び阪南市役所（こども政策課））向けヘルプデスク

ア 平日9:00～18:00に対応できる職員向けのヘルプデスクを設置すること。

イ 固定電話及び携帯電話からの問い合わせを可能とすること。

ウ 問い合わせの際はオペレーターが応対すること。

エ 電子メールによる問い合わせを可能とすること。

③保護者向けヘルプデスク

24時間受付できる保護者向けのヘルプデスクを設置すること。

④セキュリティ対策

ア IDS（侵入検知システム）・IPS（不正侵入防止システム）・WAF（Web Application Firewall）等を導入し、不正アクセス・侵入対策を適切に実施すること。

イ システム内で利用するデータは、データベース上で暗号化を行い保護すること。

ウ システムの脆弱性診断を定期的実施すること。

エ 利用するウィルス対策ソフトについては、エンジン及びパターンファイルを適宜最新化するほか、システムで利用する各種ソフトウェアのセキュリティ脆弱性対策として、適宜パッチファイルの適用を実施すること。

オ システム内のサーバ、ネットワーク機器、ストレージ等に対して、365日、24時間の死活監視を実施すること。

カ データセンターは日本データセンター協会（JDCC）のデータセンターファシリティスタンダードにおけるティア3相当の基準を満たすこと。

キ SSL/TLSにより暗号化を施した上で通信すること。

ク 各施設及び阪南市役所（こども政策課）が使用する静的IPアドレスによるシステムへのアクセス制御を行えること。なお、当該IPアドレスは複数指定できること。

ケ 静的IPアドレスによるアクセス制御は、緊急時の連絡を想定し、特定のアカウントのみ制限の対象外とできること。

- コ 情報セキュリティについて専門的に調査・対応を行う CSIRT を設置すること。
- ⑤アクセス監視
 - 本システムのアクセスログを保存すること。また、不正アクセスが発生した場合は、本市に速やかに報告するとともに、必要に応じてアクセスログの開示を行うこと。
- ⑥障害対応
 - ア 障害発生時の連絡体制及び対応等をあらかじめ定めること。
 - イ 障害が発生した場合、速やかに本市に報告し、早期復旧を図ること。
 - ウ 管理するデータが消失しないようバックアップデータを1日複数回保存し世代管理を行うこと。また、必要であればバックアップデータからの復旧作業を行うこと。
- ⑦システム保守
 - ア システムのバージョンアップ（機能改善、バグ対応等）を適宜実施すること。
 - イ クライアント OS や Web ブラウザのバージョンアップがあった際は、最新のバージョンにシステム上で随時対応すること。
 - ウ 各バージョンアップ・メンテナンスに係る費用は本契約に含むものとする。

1 4. 協議

この仕様書に定めのない事項については、市と決定事業者が協議して定める。